

小児のインフルエンザワクチン任意接種のお知らせ

この予防接種は、予防接種法に基づかない**任意接種**です。三鷹市では、下記対象の方に接種費用の一部助成を行っています。医師との相談の上、接種を希望する場合は、このお知らせをよくお読みいただき、予診票をご記入ください。

■費用助成について

(1) 実施期間:令和8年10月1日～令和9年1月31日

※流行前の接種が効果的ですので、遅くとも12月中旬までには接種を完了することが望ましいとされています。

※時期によっては、ワクチンの在庫が無くなり、接種ができない場合があります。

(2) 対象者等について

ワクチンは2種類あり、対象者や助成額等が異なります。

2種類のうち、いずれか一方のワクチンで助成が受けられます。

(公財) 予防接種リサーチセンター『予防接種と子どもの健康 2026 年度版』、『予防接種ガイドライン(2026 年度版)』、(一社) 日本ワクチン産業協会『予防接種に関する Q&A 集(2025 年版)』より転載(一部改変)

使用ワクチン	インフルエンザ HA ワクチン (不活化ワクチン)	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン (生ワクチン)
対象者	接種日時点で生後6か月～13 歳未満の市民	接種日時点で2歳～13 歳未満の市民
接種回数	2回 ※1	1回
接種間隔	2～4週の間隔をあける	
接種方法・量	皮下に 0.5 ml(3 歳未満は 0.25 ml)を注射	各鼻腔内に 0.1 mlを1噴霧(計 0.2 ml)
助成上限額 ※2	2,000 円/回	4,000 円

※1 12 歳で1回接種し、2回目の接種が 13 歳を超えた方で医師が必要と認めた場合は、助成の対象になります。

※2 医療機関が定める接種費用から助成額を差し引いた額が、窓口でお支払いする額(自己負担額)となります。

なお、接種費用が助成上限額を下回る場合は、接種費用と同額が助成額となります。

※3 医療機関によって取り扱うワクチンが異なりますので、事前にご確認ください。

■インフルエンザウイルスについて

季節性インフルエンザは急性呼吸器感染症で、感染から1～3日間ほどの潜伏期間のあとに、発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、1週間ほどで軽快します。特に、高齢者や、年齢を問わず呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患がある方、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している方では、その疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加します。小児では、中耳炎の合併、熱性けいれんや気管支喘息(ぜんそく)の誘発、まれに急性脳症などの重症合併症があらわれることもあります。

■ワクチンについて(効果と副反応)

毎年インフルエンザウイルス A 型株(H1N1 株・H3N2 株)と B 型株(ビクトリア系統株)から流行の中心となることが予測されるウイルス株を決定して製造されています。

予防効果については、それぞれのワクチンに大きな差はないといわれています。HA ワクチンは、6歳未満の小児を対象とした 2015/16 シーズンの研究で、発病防止に対する予防効果が 60%と報告されています。経鼻弱毒生ワクチンは、2歳以上 19 歳未満の小児を対象とした 2016/17 シーズンの研究で、プラセボ(偽薬)に対する相対リスク減少率は 28.8%となり、プラセボに対する優越性が報告されました。

主な副反応について、HA ワクチンは、接種部位の発赤、腫脹(腫れ)、疼痛(痛み)等があります。全身反応としては発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等がありますが、通常2～3日中に消失します。経鼻弱毒生ワクチンは鼻水、咳嗽(せき)、口腔咽頭痛、頭痛等があります。また、どちらのワクチンにもショック、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群、けいれん等のリスクがあります。

■任意予防接種による健康被害救済制度について

小児のインフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づかない任意接種です。健康被害が生じた場合は、その程度により独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が実施する「医薬品副作用被害救済制度」により治療費等一定の給付が受けられる場合があります(予防接種法による救済制度とは異なります)。また、市が加入する予防接種事故賠償補償保険により補償を行う場合もあります。

ワクチンは、有効性及び安全性を確認してから供給されるものですが、まれに重篤な副作用を引き起こすことがあります。リスクを完全には排除できないことをご理解いただいたうえで接種を受けていただくようお願いします。

医薬品副作用被害救済制度についてはこちら▼



裏面も必ずご覧ください。